

**新潟県選挙管理委員会規程第12号**

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年8月13日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
<b>別表第1（病院）</b>			<b>別表第1（病院）</b>		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
新発田市	(略) <u>新発田リハビリテーション病院</u>	(略) 新発田市荒町甲 1611-1	新発田市	(略) <u>豊浦病院</u>	(略) 新発田市荒町甲 1611-1
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)			(略)		

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。